

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験一覧表

業務の範囲	業 務 内 容	実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上※4)		
		国家資格者※1	有資格者※3	左記以外の者
障害者(身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者)又は障害児(児童福祉法第4条第1項に規定する児童)の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	イ 相談支援の業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 〔告示一イ(1)(一)〕	(1) 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体/知的障害者相談支援事業の相談支援事業に従事する者 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。 (2) 障害者支援施設、障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者 (3) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 (4) 学校において相談支援の業務に従事する者 (5) 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1)社会福祉主任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) 2)施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 3)訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者 その他これらとの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	5年以上	3年以上
	ロ 直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 〔告示一イ(1)(二)〕	(1) 障害者支援施設、障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって医療法に規定する療養病床において介護業務に従事する者 (2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業。地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、老人居宅介護等事業等に従事する者 (3) 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者 (4) 特例子会社、障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者 (5) 学校等の従業者 その他これらとの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	5年以上	8年以上

※1 上記イの相談支援業務及び上記ロの直接支援業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に**5年以上**従事している者(国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可)

※2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士のことを言う。

※3 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- 1)社会福祉主任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)
- 2)保育士
- 3)児童指導員主任用資格者
- 4)訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

※4 上記イ、ロの期間から除いて計算する期間

業務の範囲	業 務 内 容	-3年
老人福祉施設・医療機関等の分野における支援業務	イ 相談支援の業務 老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設において相談支援業務に従事した期間	
	ロ 直接支援業務 老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設において直接支援業務に従事した期間	
	老人居宅介護その他これらに準ずる事業において直接支援業務に従事した期間	
	特例子会社及び障害者雇用事業所において直接支援業務に従事した期間	

※ 実務経験年数及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上あり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。

◎ 詳細については、指定担当部局(サービス担当)に確認してください。